

川内村 集中改革プラン

平成18年3月

川内村

目 次

1 基本方針	1
(1) 行政改革が求められる背景	
(2) 新たな行財政改革の必要性	
(3) 行政改革の基本理念	
2 集中改革プランの計画期間	2
3 推進体制	2
4 行政改革推進上の主要事項	2
(1) 事務事業の見直し	2
① 事務事業の整理合理化	
② 民間委託の推進	
③ 行政評価の導入	
(2) 組織機構の見直し	3
(3) 定員管理、給与適正化	3
(4) 人材の育成、確保	3
(5) 行政サービスの向上	3
(6) 健全財政の堅持	3
① 補助金の整理合理化	
② 徴収率の向上、受益者負担の適正化	
③ 経費の節減合理化	
④ 財政健全化推進	
(7) 地方公営企業の経営健全化	4
① 収益の向上	
② 料金の適正化・経費の節減	
③ 民間活力の導入	
④ 組織・定員の見直し	
(8) 第三セクターの抜本的な見直し	4
別紙1 集中改革プラン実施計画	5
別紙2 経費節減等による財政効果	1 2
別紙2 川内村定員適正化計画	

1 行政改革の基本方針

(1) 行政改革が求められる背景

現在、国や地方は長引く景気の低迷による大幅な税収不足に加え、景気対策のための度重なる各種公共事業の実施などによる借金返済額の増大により、財源不足が拡大しています。平成 16 年度末の国・地方の借金総額は、約 830 兆円ともいわれ、それは国の体力を示す GNP 比 15 倍以上に及び、かつて経験したことのない財政危機に直面しています。

国は、こうした事態に対処するため、「聖域なき構造改革」という旗の下に、産業、財政、社会保障など、あらゆる分野での構造改革に取り組んでおり、行政改革もこうした改革の一環です。

この行政改革の重要課題の一つとなっている「三位一体改革」では、国から地方への税源移譲、地方交付税の削減、国庫補助負担金の廃止・縮減が進められています。さらに、国では財政支援を前面に掲げた市町村合併を強力に推進し、現在、全国の市町村で「平成の大合併」が繰り返されています。

また、平成 17 年 3 月には、国が地方自治体の行政改革についても指針を示し、より一層、積極的な行政改革に努めるよう、全国の市町村に求めています。

一方、21 世紀を迎えた今日、わが国は少子・高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、国際化の進展や情報推進技術(IT)の進展で、新たな変革の時代を迎えています。また、人々の価値観やライフスタイルの高度化・多様化は、住民生活だけでなく行政の仕組みにも、大きな変化をもたらしている状況です。

このような中、われわれ地方自治体は、今後も予想される財政悪化に対処するため、さらには、真に住民に必要な行政サービスを自主的・効果的に展開するという分権型社会にふさわしい行政運営を行うため、行財政改革の一層の推進を図っていかねばなりません。

(2) 新たな行政改革の必要性

本村は、平成 8 年 2 月に「川内村行政改革大綱」を策定し、その後平成 12 年 3 月に改正し、行政改革に鋭意取り組んできたところです。

その結果、産業振興や生活の基盤整備が図られ、さらには、教育、福祉環境も充実されてきています。

一方、村の借金である「起債」残高は、過疎債など有利な起債の導入に努めたものの、平成 17 年度末で約 29 億円、村民一人当たりの借金に換算すると約 89 万円に上ります。10 年前の平成 7 年度末は、起債残高が約 19 億円で、村民一人当たりでは約 50 万円ですので、約 1.5 倍になっています。

また、長引く景気の低迷による税収減や地方交付税の大幅な削減により、極めて厳しい財政状況です。

村では、これまでも行財政改革の推進に力を入れています。しかし、村の財政状況は急激に悪化しています。しかも、平成 19 年度には、村財政の大宗を占める地方交付税の大幅な削減が見込まれています。今後の財政見通しは、行政改革をしないまま平成 16 年度の歳出規模を継続した場合、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で 16 億円もの財源不足が予想されます。

また、村の貯金を示し、年度間の財源不均衡を調整するための「財政調整基金」をはじめとした基金は、平成 17 年度末における残高が、18 億円余りと見込まれています。国の三位一体改革などの行方が不透明ですが、このままでは、村財政

が破綻しかねません。川内村が「むら」として今後も自立していくためには、より一層の行財政改革による財政の健全化が急務となっています。

このようなことから、持続可能な基礎自治体を築くため、村民の理解を得ながら、住民と行政との協働による行財政運営の確立を目指し、さらなる行財政改革に取り組むこととします。

(3) 行政改革の基本理念

川内村行政改革大綱は、これまでの行財政システムを見直し、「自立に向け住民と行政との協働による行政システムの確立」を基本理念とします。

2 集中改革プランの計画期間

計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

3 行政改革の推進体制

行政改革推進本部は、実施計画を策定し、この改革プランに掲げる行財政改革を全庁的で効果的な進行管理を行うとともに、社会情勢や住民ニーズの変化に対応できるように見直しを行います。

また、住民の理解と協力のもとに行財政改革を推進するという観点から、改革プランの内容及び行財政改革の推進状況を公表するとともに、行政改革推進委員会に対しても、毎年度定期的に推進状況を報告し、その推進状況について必要な助言等を求めることとします。

なお、行財政改革を推進する担い手である職員は、事務事業に対する情熱と意欲が必要であることから、行政改革推進本部は、積極的な職員提案を受けるものとします。

4 行政改革推進の主要事項

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業の整理合理化

ア 全ての事務事業を対象に、全職員共通の認識のもとに見直しを行う。また、見直しに当たっては、地域住民等の外部の意見を十分に取り入れて行うものとする。

イ 行政の責任領域を明確にし、関与の必要性、行政効率及び効果を精査して、事務事業の整理合理化を図る。

ウ 住民サービスの提供や施策の実施に当たっては、行政組織の横断的な調整を行い、事務事業を総合的に実施する。

エ 新規の事務事業に当たっては、終期設定を徹底することとし、終期到来時には事業効果の分析を行い、当該事業の継続、廃止等の判断を行う。

オ 補助事業導入にあつては、厳しい財政事情からその必要性和効果を十分検討し、真の必要性や費用対効果を十分に勘案し、財政負担を考慮しつつ

適切な判断を行う。

カ 事務事業の実施に当たっては、受益と負担の公平確保の観点から、十分検討を行う

②民間委託等の推進

行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、民間委託や平成 15 年 9 月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法改正前の管理委託制度により、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設について、平成 18 年 9 月の指定管理者制度への移行期限までに、管理のあり方について見直しを行い、当該制度の活用を推進します。

③行政評価の導入

平成 17 年度から評価制度を導入し、主要な事務事業について最小の経費で最大の効果が上がっているか。住民に理解の得られる行政サービスであるか等、事業の妥当性、効率性、有効性を客観的に評価し、ホームページ等での公表などにより、村民の意見を取り入れ、必要性や効果などを十分に検証した上で、整理合理化を図ります。

(2) 組織機構の見直し

行政課題に総合的・機動的に対応できるよう、すべての組織・機構を見直し、行政のスリム化と効率化に努めます。また、これまでの業務の進め方や仕組みなど、地方分権時代に対応できるよう、全般にわたる改革を推進し、自主的・効率的な事務が展開でき、かつ責任の所在が明確になる体制の確立を目指します。

(3) 定員管理、給与の適正化

定員管理に当たっては、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進により計画的な職員数の抑制に取り組みます。

また、定員適正化計画（別紙 1）では数値目標を掲げ、着実に実行します。職員給与については、平成 18 年度に地域給与制度を導入し、運用・水準の適正化を推進します。

(4) 人材の育成、確保

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組むことが必要であり、民間的な経営感覚やコスト意識など職員の意識改革に努めます。

また、新たな行政課題に対応するための政策形成能力、法制能力、情報処理能力等を備えた人材の育成・確保に努めます。

(5) 行政サービスの向上

住民と行政との協働によるまちづくりには、情報の共有化は欠かせません。行政の情報化によるサービス向上を図るため、情報システムの開発に向けた調査・研究を進めます。

また、職員の地区担当制について検討するとともに、窓口における対応の改善についても、弾力的な対応が可能な体制を、これまで以上に推進します。

(6) 健全財政の堅持

① 補助金の整理合理化

すべての補助金に 3 年終期のサンセット方式を導入するほか、行政の責任領域や経費負担のあり方、行政効果の精査を行い、目的の達成された補助制度は廃止するなど、計画的な総額の抑制に努めます。

② 徴収率の向上、受益者負担の適正化

地方交付税の大幅削減や国庫補助負担金の縮減が確実な中、村の自立のためには、自主財源の確保が最も重要な課題です。滞納整理の着実な実施による徴収率の向上はもちろん、手数料や使用料などの税外収入についても不断の見直しを行い、受益者負担の適正化と徴収率の向上に努めます。

③ 経費の節減合理化

経費全般について、徹底した見直しを行い、節減合理化を図るとともに、法令に基づいた予算の厳正な執行を図ります。

④ 財政健全化の推進

財政健全化計画を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の財政見通しに基づき、健全財政の堅持に努めます。

(7) 地方公営企業の経営健全化

本村の地方公営企業は、地方公営企業法非適用の農業集落排水事業の 1 事業のみであるが、時代の要請に応えるべく健全で効率的な運営を図るため、経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

① 収益の向上

経営の安定化を図るため、加入者の促進を図ります。

② 料金の適正化・経費の節減

年度ごとの資金計画・事業計画を策定し、経費の節減に努め、収入と支出の均衡を図りながら近隣町村の料金を調査し、料金の適正化に努めます。

③ 民間活力の導入

設事業も終了し、職員が兼務により運営しているところですが、今後は、役場他部門との調整を図りながら指定管理者制度の導入や一部業務の民間委託などの検討を進めます。

④ 組織・定員の見直し

小規模な事業所であることから、職員 1 人が他業務と兼務で担当し、最低限の体制であるため、村全体の組織の中で一体として見直しを図ります。

(8) 第三セクターの抜本的な見直し

本村においては、村内に出資している第三セクターは無いが、県内地方公共団体間の出資による第三セクターがあるため、今後関係地方公共団体と協議しながら抜本的な見直しに取り組んでゆきたい。

集中改革プラン実施計画

第4行財政改革推進上の主要事項

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度						推進担当課	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計		
1 事務事業の見直し	(1) 事務事業の整理合理化	①各事務事業の住民と行政の責任分担を見直す。	事務機構改善委員会により、各課係りの事務事業を見直し、行政の責任領域の明確化を図る。	検討	検討	検討	実施	継続	継続	0	全庁	
		②村営イベントの見直し(開催方法等)を行う。	各種イベントの見直しを行う。	検討		検討	検討	実施				全庁
		③各種審議会、協議会の統合等を検討する	各種審議会等の見直し統合を検討する	検討		検討	検討					各課
		④敬老祝い金の見直し	敬老祝い金や敬老会について見直し、検討を行う。	検討		検討	実施					住民課
		⑤生活バス路線補助事業廃止	常磐交通による代替バスの廃止を検討する	検討		検討	実施					総務課、関係課等
		⑥村営バスの運行	生活バス路線の廃止と合わせ、スクールバスや保育所バス、医療バスを一本化した「村営バス」の検討	推進		検討	実施					総務課、関係課
		⑦医療バスの廃止	村営バスの一元的な運行に伴い運行を廃止する。	検討		検討	実施					総務課、関係課
		⑧スクールバスの廃止	村営バスの一元的な運行に伴い運行を廃止する。	検討		検討	実施					総務課、関係課
		⑨保育所バスの廃止検討	村営バスの一元的な運行に伴い運行を廃止する。	検討		検討	実施					総務課、関係課
	(2) 行政評価の導入	①評価制度の導入	村政の透明性を高め、住民の村政に対する理解の促進と効率的な行政運営を図る	継続	実施	継続	継続				全庁	

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度						推進担当課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
1 事務事業の見直し関係	(3) 民間委託等の推進	①道路維持管理業務の業者委託	村道(農・林道含む)の維持管理(除雪、落石除去、倒木撤去、枝払い、路面補修等)業務の業者委託を実施する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		農村振興課
		②交流施設いわなの郷の指定管理者制度導入	施設管理運営について、指定管理者制度を導入する	実施	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	8,090	農村振興課
		③交流施設かわうちの湯の指定管理者制度導入	施設管理運営について、指定管理者制度を導入する	実施	5,704	5,704	5,704	5,704	5,704	28,520	農村振興課
		④役場庁舎夜間警備の委託	宿直委託を廃止し、機械警備に移行	実施		1,647	1,647	1,647	1,647	6,588	総務課
		⑤スクールバスの民間委託	個人業務委託から人材派遣にて実施。	実施	2,445	2,445	2,445	2,445	2,445	12,225	教育委員会
		⑥保育所バスの民間委託	個人業務委託から人材派遣にて実施。	実施	720	720	720	720	720	3,600	住民課
		⑦医療バス運転の民間委託	個人業務委託から人材派遣にて実施。	実施	165	165	165	165	165	825	住民課
		⑧学校給食調理業務の民間委託	個人業務委託から人材派遣にて実施。	実施	2,785	2,785	2,785	2,785	2,785	13,925	教育委員会
		⑨たかやま倶楽部の指定管理者制度の導入検討	管理運営の指定管理者制度の導入等を検討する	検討		実施					総務課
		⑩歯科診療所管理運営の検討	歯科診療所の嘱託医師による運営や公設民営化について検討する。	検討		検討					住民課
		⑪用務員民間委託	中学校用務員を職員から臨時職員に変更 学校用務員民間委託	実施	2,764	2,764	2,764	2,764	3,941	14,997	教育委員会

2 組織機構の見直し関係	(1) 組織の再編整備	①組織・機構の検証	地方分権に対応すべく、行政のスリム化に向け課の統廃合を進めるとともに、係の協力体制をさらに強化する。 引き続き、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として組織機構の簡素・合理化に努める。	検討		検討	実施					総務課・各課
		②行政委員会等の定数の見直し	・農業委員会定数の見直し(委員定数16名から12名に削減)	実施	728	728	728	728	728	3,640	農業委員会	
		③保育所の指定管理者制度の導入を検討する。		検討		検討	検討	準備	準備		住民課	
		④組織機構の統合	係りの統合を行う ・ 徴収係、賦課係 1名減 ・ 商工部門廃止 1名減	実施	4,500	9,000	9,000	9,000	9,000	40,500	全庁	

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度						推進担当課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
3 定員管理、給与等の適正化関係	(1) 定員管理の適正化	①職員定員の適正化	組織機構と連動させた平成17年度以降の定員管理計画を策定する。 平成21年度までに職員数を現職員数の5%減とする。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課
	(2) 給与等の適正化の推進	①給与の適正化	地域給与制度を導入し、給料表の運用、退職手当等の見直しをする。	実施		検討					総務課
		②特殊勤務手当ての見直し	税務職員の特殊勤務手当てを廃止する。	実施		12	12	12	12	48	総務課
	(3) その他	①振替・代休制度の実施	時間外手当の抑制のため、引き続き週休日の振替、休日代休制度の活用を促進する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課
4 人材の育成、確保関係	(1) 職員研修の充実	①人材育成の推進	情報セキュリティ研修や接遇研修等を実施する。 民間企業派遣研修を実施する。 自治研修センター等への職員の派遣による研修を促進する。	実施	継続	継続	継続	継続	継続		総務課
5 行政サービスの向上関係	(1) 窓口における対応の改善等	①職員接客の実践	窓口及び住民との接点における適切な接遇を徹底する。接遇研修の職場での実践の徹底。	実施		実施	継続	継続	継続		全庁
		②地区担当制の検討	職員の地区担当制について検討する。	検討		検討	実施				全庁

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度					推進担当課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
5 行政サービスの向上関係	(2) 行政の情報化の推進	①電子自治体の推進	LGWANとの連携やインターネット、ホームページの情報提供の充実により行政サービスの向上を図る。	推進	継続	継続	継続	継続	継続	総務課、関係各課
		②村内情報インフラの整備	地上デジタル放送の視聴困難やインターネットのブロードバンド化、携帯電話の不通話地域の解消等と併せ地域イントラ整備の調査・研究を行う。	検討		検討				総務課
6 健全財政の堅持関係	合理的な整理 の推進	①各種団体補助金の見直し	・補助金を10%削減する。 ・目標の達成された補助金を廃止する。 ・すべての村単独補助金にサンセット方式(3年終期)を導入する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続	総務課・各課等
		①国保税等の収納率向上	・国保税等の徴収率アップのため、管理職による徴収体制を整備する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続	全庁
	化、その他特定財源の確保関係 の適性	②使用料の見直し	・公共施設の有料化を推進するとともに、使用料の額の見直しを図る。	継続		検討				全庁
		③一人ひとり財源の確保	・各種補助制度の導入等、職員一人ひとりが財源の確保に努める。	検討		検討	実施			全庁

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度					推進担当課	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
6 健全財政の堅持関係	(3) 経費の節減合理化	①経常経費の削減	・需要費を削減(10%)する。	継続	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	7,825	全 庁
		③各種委員の日額報酬の改正	特別職の職員で非常勤の日額報酬を勤務が3時間以内の場合6,100円から4,000円とする。	実施		143	143	143	143	572	総務課
		④特別職の報酬削減及び空席	特別職の報酬を15%カットを実施(助役、収入役は空席)		16,058	16,058	16,058	16,058	16,058	80,290	総務課
		⑤物品の集中管理	物品については、総務課一括購入を継続する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課 関係課
		⑥単価契約及び保守委託契約の一本化	各種単価契約・保守点検業務など各課共通の委託業務の一括処理を進める。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課 関係課
		⑦食料費の一括管理	食料費については、総務課一括管理を継続する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		全 庁
	(4) 財政状況の公表	①財政状況の公表	財政状況についてはこれまでも「広報かわうち」により公表してきたが、ホームページ等での公表を検討する。	検討		検討	実施				総務課
	(5) 遊休財産(土地)の処分等	①借地の公有地化	・借地の村有地化を進める。	推進							総務課
		②公有地の処分の検討	・村での有効活用が見込めない遊休土地の処分を検討するとともに公有地の住宅用地等貸付け地の処分を進める	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課
	(6) 財政健全化の推進	①財政健全化計画の策定堅持	財政健全化計画(平成17年度から26年年度までの財政見通し)を策定し、健全財政の堅持に努める。	継続	継続	継続	継続	継続	継続		総務課

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度						推進担当課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
7 地方公営企業の経営健全化	(1) 農業集落排水事業の推進	①収益の向上	経営安定のため加入率の促進を図る。	推進							農村振興課
		②組織定員の見直し	建設事業も終了し、職員1人の他業務と兼務での運営であり、今後は一部業務の民間委託などの検討を進めたい。	検討		検討	実施				農村振興課

推進項目	具体的施策	取り組み項目	実施内容	区分	計 画 年 度						推進担当課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
9 地方議会	(1) 経費の節減合理化	①議員報酬の削減	議会においても経費の削減見直しに積極的に取り組む(平成15年度から報酬5%カット)	継続	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	8,485	議 会
		②費用弁償の削減	議会においても経費の削減見直しに積極的に取り組む(平成18年度から日額 費用弁償 2000 円から1,000 円に)	実施	検討	180	180	180	180	720	議 会
		③旅費額日当の削減	議会においても経費の削減見直しに積極的に取り組む(平成18年度から旅費日当 1号地域 2,000 円を1,000 円、2号地域2,000 円を1,500 円に)	実施	検討	18	18	18	18	72	議 会

効 果 額 (千円)	40,749	47,249	47,249	47,249	48,426	230,922
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

経費節減等による財政効果（H17年度～H21年度）

《歳入関係》

(1) 税の徴収対策

恒常的滞納者について、管理職による徴税吏員兼務により収納率の向上を目指す。

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
普通税収納率 %	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5
国民健康保険税収納率 %	94.0	94.3	94.5	94.7	95.0

《歳出関係》

(1) 人件費削減等による財政効果

① 職員削減

退職職員不補充、21年度までの定員を71とする。

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	財政効果額
減 員	4	1	0	1	0	40,500
増 員	2	0	0	0	0	
差 引	△ 2	△ 1	0	△ 1	0	
定 員	73	72	72	71	71	

② 給与等削減

◇ 特 別 職	80,290千円
◇ 議 員	9,277千円
◇ その他の特別職	572千円
◇ 職員特殊勤務手当の廃止	48千円

(2) 組織の統合

◇ 企画係・財政係の統合	H17	
◇ 徴収係・賦課係の統合	H17	
◇ 産業振興係・商工観光係の統合	H18	
◇ 農業土木係・土木係を統合	H19	
◇ 行政委員会等の定数の見直し	H17	3,640千円

(3) 民間委託による事務事業費削減

◇ スクールバスの運転業務を民間委託	12,225千円
◇ 診療バスの運転業務を民間委託	825千円
◇ 保育所児童送迎バスの運転業務を民間委託	3,600千円

(4) 施設維持費見直し

◇ 小学校・中学校給食調理員を民間委託	13,925千円
◇ 公民館用務員を臨時職員又は民間委託	14,997千円
◇ 交流施設いわなの郷・かわうちの湯に 指定管理者制度を導入	36,610千円
◇ 宿直業務を廃止し、機械警備を導入	6,588千円

(5) 内部管理経費の見直し

7,825千円

(6) その他事務事業の見直し

- ◇ 旅費の見直し
- ◇ 全庁的に業務委託（保守管理）の見直し

歳出総削減額

230,922千円

川内村定員適正化計画書

計画期間

平成17年度～平成21年度

平成17年3月

定員適正化計画の策定について

1. これまでの定員管理の状況

(毎年4月1日現在の数値)

部 門	区 分	8	9	10	11	12	13	14
一般行政	職員数 A	64	63	62	62	58	57	56
	対前年増減数	1	▲1	▲1	0	▲4	▲1	▲1
	定員モデル超過数	4	3	2	5	1	1	0
定員適正化計画	計画数 B	64	63	62	62	58	57	56
	達成状況 C(A-B)	0	0	0	0	0	▲1	▲2
	達成率 C/B(%)	0	0	0	0	0	1.7	3.4
特別行政	職員数 D	11	11	11	10	10	11	11
	対前年増減数	0	0	0	▲1	0	1	0
公営企業等	職員数 E	7	8	8	8	11	11	10
	対前年増減数	▲1	1	0	0	3	0	▲1
合計	職員数 A+D+E	82	82	81	80	79	79	77
	対前年増減数	0	1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
合計の臨時職員数		7	7	7	5	5	5	5

部 門	区 分	15	16	摘 要
一般行政	職員数 A	56	55	
	対前年増減数	0	▲1	
	定員モデル超過数	0	▲1	
定員適正化計画	計画数 B	58	58	
	達成状況 C(A-B)	▲2	▲3	
	達成率 C/B(%)	3.4	5.2	
特別行政	職員数 D	11	10	
	対前年増減数	0	▲1	
公営企業等	職員数 E	9	10	
	対前年増減数	▲1	1	
合計	職員数 A+D+E	76	75	
	対前年増減数	▲1	▲1	
合計の臨時職員数		5	5	

- 過去の定員管理適正化計画の具体的内容及び達成状況（達成できなかった場合にはその理由）

第7次定員モデル試算値56人に対し、村の対象職員数は53人で3人の減となっています。上記の数値は国が行う「地方公共団体定員管理調査(教育長は除く)」のものであり、これとは別に村が独自に策定した「川内村定員適正化計画書」では、平成11年度現在の職員数である80人を基準として、平成12年度から平成16年度までの5か年間で職員数を2.5%（2人減）削減して計画最終年度で78名とする川内村定員適正化目標をたてた。

削減方法としては、新規の行政需要に対しても、原則として職員配置転換によって対応するなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とし、事務事業の見直し、組織、機構の簡素合理化等の事務の統廃合縮小、民間委託化、OA化等を積極的に推進し、川内村社会福祉協議会の活用協力等により対処して、計画目標を達成することができた。

達成状況は、目標である2人の減数に対し、5人の削減を図ることができ平成16年度現在の職員数は75名(内臨時職員5人)、6.3%の削減率となり数値目標計画が達せられた。

2. 今後の定員管理のあり方

(1) 定員管理適正化計画の基本的考え方

① 定員適正化目標（目標とする職員数）

平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5か年間で定員適正化計画期間とする。この計画は、平成16年3月策定した「川内村行政組織機構改善計画書」による平成25年度の職員数を64人(内臨時職員4人)とする目標数値を基本にして策定し、最終年度である平成21年度の目標職員数は平成16年度現員数75名(内臨時職員5人)を基準とした4人を削減して71人(内臨時職員4人)とし、達成率を6.0%とする。

② 主な定員管理手法の概要

バブル経済崩壊の中で、今までの厳しい財政環境はさらに厳しさを増し、複雑多様化する行政需要に加え、一方では少子・高齢化の急速な進行、高度情報化、産業構造の変化、過疎化への動向がよりいっそう見られる。

こういった状況の中、絶えず事務事業等の見直しを図りながら、事務量の増大、新たな事務が発生する部門には増員も考えられるが、行政事務の必要性の低下、行政目的が達成された事務の担当部門、さらにはアウトソーシングの積極的採用により効率的な配置転換により職員の採用抑制策を講じて行き、安易な職員増はせず、川内村行政組織機構改善実施計画に基づき行政改革推進を図るため定員管理の適正化に努めていく。

計画期間中のうち平成17年度においては、組織機構の統合整理と事務の整理等を併せて住民課保健福祉係の1人減、中学校用務員を職員から臨時職員に変更し、住民課徴収係と賦課係を整理統合して1人減、いわなの郷及びかわうちの湯交流施設を民間のノウハウを活用したアウトソーシングによる指定管理制度を導入し農村振興課商工観光係1人減の合計4人の削減、平成21年度においては、保育士の定年退職者が1人見込まれるが技師であることから補充する。この計画期間には現れてこないが、計画の最終年度の次年度(平成22年度)には、一般職3人保育士3人の6人が定年退職することから、補充するにあたっては、単年度に多数の採用することがないよう、計画的な採用を図り適正な定員管理を推進する。

定員管理適正化計画の年次別推進手順

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
議 会 ・ 務	減 員		0	0	0	0	0	0	
	増 員		0	0	0	0	0	0	
	差	引	0	0	0	0	0	0	
	職 員 数		1	1	1	1	1		

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
総 務	減 員		0	0	0	0	0	0	
	増 員		0	0	0	0	0	0	
	差	引	0	0	0	0	0	0	
	職 員 数		18	18	18	18	18		

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
税 務	減 員	係の統合	1	0	0	0	0	1	
	増 員		0	0	0	0	0	0	
	差	引	▲1	0	0	0	0	▲1	
	職 員 数		5	5	5	5	5		

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
福 祉	減 員	配置数の削減	0	1	0	0	0	1	
	増 員		1	0	0	0	0	1	
	差	引	1	▲1	0	0	0	0	
	職 員 数		15	14	14	14	14	14	

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
農 林 水 産	減 員		0	0	0	0	0	0	
	増 員	企業会計廃止	1	0	0	0	0	1	
	差	引	1	0	0	0	0	1	
	職 員 数		13	13	13	13	13		1

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計	
土 木	減 員		0	0	0	0	0	0	
	増 員		0	0	0	0	0	0	
	差	引	0	0	0	0	0	0	

	職 員 数	4	4	4	4	4		
--	-------	---	---	---	---	---	--	--

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計
一般行政計	減 員		1	1	0	0	0	2
	増 員		2	0	0	0	1	1
	差 引		1	▲1	0	0	1	▲1
	職 員 数		56	55	55	55	55	

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計
教 育	減 員	民間委託	1	0	0	1	0	2
	増 員		0	0	0	0	0	0
	差 引		▲1	0	0	▲1	0	▲2
	職 員 数		9	9	9	8	8	

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計
公営企業等	減 員	企業会計廃止	2	0	0	0	0	2
	増 員		0	0	0	0	0	0
	差 引		2	0	0	0	0	▲2
	職 員 数		8	8	8	8	8	

注意 公営企業等の部門には、診療所、国民健康保険事業及び介護保険事業がある。
(農業集落排水事業については、平成17年度からは人件費の計上はない。)

部 門	区 分	事 由	17	18	19	20	21	計
合 計	減 員		4	1	0	1	0	6
	増 員		2	0	0	0	0	2
	差 引		▲2	▲1	0	▲1	0	▲4
	職 員 数		73	72	72	71	71	

上記の数字には、通年雇用職員の数字も含まれている。

(3) 今後10年間の定年退職予定者数(網掛けは計画期間)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
数	2	1	0	1	1	7	2	3	4	2	23

(前年度3月31日の退職者数)